

う。)の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

③ 第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項から第五項までに規定する行政庁の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)並びに第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

④ ～ ⑪ (略)

第六章 罰則

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

四 第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

③ 第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項から第五項までに規定する行政庁の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

④ ～ ⑪ (略)

第六章 罰則

(新設)

第九十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条の三 第五十四条の二第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

（新設）

第九十九条の二 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に係る業務報告書にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の三 第五十四条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 準用銀行法第五十二條の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二條の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行った者

四 準用銀行法第五十二條の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二條の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九條の四 第九十三條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金（第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九條の五 第十一條の二の三（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二條の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定

第九十九條の四 第九十三條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金（第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

（新設）

信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の六 (略)

(削る)

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十九条の五 (略)

第九十九条の六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十九条の二 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑)
- 二 第九十九条の三 二億円以下の罰金刑
- 三 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)
- 四 前条 百万円以下の罰金刑

(新設)

二 準用銀行法第五十二條の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二條の四十第二項の規定に違反して、同條第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百條の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

ものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本條の罰金刑を科する。

一 第九十九條の二の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十九條の二の三 五十万円以下の罰金刑（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑）

三 第九十九條の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九條の五 二億円以下の罰金刑

四 第九十九條の四 五十万円以下の罰金刑（第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五 第九十九條の二、第九十九條の三第三号、第九十九條の六又は前條 各本條の罰金刑

② 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人

（新設）

を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条の四 (略)

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

二の二 第十一条第四項、第十一条の七第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項、第九十二条の三十三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二の三十七 (略)

十七の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十七の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の

第百条の二 (略)

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

二の二 第十一条第四項、第十一条の七第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項又は第九十七条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二の三十七 (略)

(新設)

(新設)

作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 十七の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。 十八・十九 (略) ②・③ (略)	(新設) 十八・十九 (略) ②・③ (略)
---	---

改 正 案	現 行
目次 第一章～第六章の二（略） 第七章 登記（<u>第一百一条—第二百一十一条</u>） 第七章の二 特定信用事業代理業（<u>第二百一十一条の二—第二百一十一条の四</u>） 第八章・第九章（略） 附則 （事業の種類） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一～六（略） 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。） 八～十二（略） 4・5（略）	目次 第一章～第六章の二（略） 第七章 登記（<u>第一百一条—第二百一十一条</u>） （新設） 第八章・第九章（略） 附則 （事業の種類） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一～六（略） 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理 八～十二（略） 4・5（略）

(削る)

(削る)

(削る)

6| 8| (略)

9| 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(信用事業規程)

第十一条の四 (略)

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の六の三、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第

6| 組合は、第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

7| 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

8| 組合が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9| 11| (略)

12| 組合は、第十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(信用事業規程)

第十一条の四 (略)

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三

一、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十二条第二項、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百条第一項第二十九号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

35 (略)

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十一条の五 組合は、第十一条第九項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十一条の六の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十三條の二第一項及び第四項、第二百二十七條第一項、第二百二十七條の二第一号、第二百二十七條の三第五号並びに第三百条第一項第二十九号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

35 (略)

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十一条の五 組合は、第十一条第十二項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

(新設)

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

二 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。)、当該組合を所属組合(第二百十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。)とする特定信用事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。))その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。)その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為
(利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

(貯金者等に対する情報の提供等)

(新設)

(貯金者等に対する情報の提供等)

第十一条の七 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の八 (略)

2 前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 5 (略)

第十一条の七 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の八 (略)

2 前項の組合が子会社(第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。)で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第十一条の九 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、その特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(子会社の範囲等)

第十七条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、会社が主として組合その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のために従

(特定関係者との間の取引等)

第十一条の九 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、その特定関係者(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(子会社の範囲等)

第十七条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、会社が主として組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(特定組合の監査)

第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第四十条第一項の書類について、監事の監査のほか、第八十七条第八項に規定する全国連合会（以下この条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。

2 12 (略)

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2 3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介する者の業務の代理
(主務大臣の定めるものに限る。)

八 十二 (略)

5 6 (略)

(削る)

(削る)

(特定組合の監査)

第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第四十条第一項の書類について、監事の監査のほか、第八十七条第十一項に規定する全国連合会（以下この条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。

2 12 (略)

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2 3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 十二 (略)

5 6 (略)

7 第十一条第六項の規定は、連合会が第四項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

8 第十一条第七項の規定は、連合会が第五項の規定により同項に規

(削る)

7| 連合会が第四項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

8| 10| (略)

11| 連合会は、第九項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査の事業（以下この条において「監査事業」という。）を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会

定する事業を行おうとする場合について準用する。

9| 連合会が第六項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。

10| 連合会が第四項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。

11| 13| (略)

14| 連合会は、第十二項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査の事業（以下この条において「監査事業」という。）を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会

社」という。)以外の会社を子会社(第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としてはならない。

一〇四 (略)

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。))その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イハ (略)

六・七 (略)

二〇九 (略)

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及

社」という。)以外の会社を子会社(第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としてはならない。

一〇四 (略)

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イハ (略)

六・七 (略)

二〇九 (略)

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及

び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「前条第一項第一号」とあるのは、「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の第三項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

255 (略)

(事業の種類)

び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の第三項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第八十七条第十四項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

255 (略)

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介
(主務大臣の定めるものに限る。)

八 十二 (略)

3・4 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

5 組合が第二項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

6・7 (略)

8 組合は、第六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(準用規定)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 十二 (略)

3・4 (略)

5 第十一条第六項の規定は、組合が第二項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行うおうとする場合について準用する。

6 第十一条第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行うおうとする場合について準用する。

7 組合が第四項の規定により信託業務に係る事業を行うおうとする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。

8 組合が第二項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。

9・10 (略)

11 組合は、第九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 四 (略)

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

255 (略)

(事業の種類)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十三条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

255 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介
(主務大臣の定めるものに限る。)

八〇十二 (略)

4・5 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

6 連合会が第三項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

7・8 (略)

9 連合会は、第七項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〇四 (略)

第九十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八〇十二 (略)

4・5 (略)

6 第十一条第六項の規定は、連合会が第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

7 第十一条第七項の規定は、連合会が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。

8 連合会が第五項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一条第八項の規定を準用する。

9 連合会が第三項第八号の事業を行う場合には、第十一条第九項の規定を準用する。

10・11 (略)

12 連合会は、第十項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〇四 (略)